各県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官

令和3年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震により学校施設 が被災した場合の早期復旧について

被災した学校施設の災害復旧事業については、教育活動に支障を生じないよう、早急に復旧事業に着手するなど適切な対応をお願いします。

公立学校施設災害復旧事業の国庫補助申請を行うものについては、国の現地調査を待たず、事前着工を行うことが可能となっています。その際は、下記の事項について留意願います。

また、このことについて、域内の市町村教育委員会に対して周知していただくようお願いします。

記

- 1. 調査前の着工について
- (1)被災状況に応じ、国の調査をまたずに復旧事業に着手する場合(以下「事前着工」という。)については、「文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領」(昭和59年9月7日付け文教施第72号)第8に定めるところにより補助対象として取り扱われること。
- (2)事前着工においては、事前に文部科学省へ別紙様式の事前着工届を提出すること。その際、着工箇所に係る図面及び写真を併せて添付すること。
- (3) 被災写真が被災事実確認のため不可欠な資料となるため、被災範囲、数量、規格等が確認できるよう、メジャーを添える等できるだけ明瞭に撮影すること。

また、被災状況を動画により撮影することも被災原因、被災事実確認のための有効な手段であるため、可能な限り被災状況全体の把握に努めること。

- (4)事前着工届の提出により、直ちに、復旧工法、被害範囲等について国庫負担することを承認したものではないので注意すること。
- 2. 応急措置の実施について

児童生徒の安全確保、教育環境の早急な回復のため、必要に応じて応急措置を実施する場合においては、応急的な措置であっても後に行う復旧工事の一部又は全部となりうるものについては、国庫補助の対象とすることができるので、工法等に注意すること。

3. 天井材脱落等にかかる経費の算定について

地震により被災した公立学校施設の屋内運動場等の天井材の脱落等については、別添のと おり、場合によっては天井の全面撤去についても補助対象として取り扱われること。

(担当)

文部科学省大臣官房文教施設企画·防災部 参事官(施設防災担当)付災害復旧係

平根·広瀬 (Tel: 03-6734-3036)

事 務 連 絡 平成26年3月31日

各都道府県教育委員会施設主管課 御中

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課

地震により被災した公立学校施設の天井被害における災害復旧事業の取り扱いについて

地震により被災した公立学校施設の屋内運動場等の天井材の脱落等については、災害復旧事業の対象としているところですが、建築基準法の改正による天井脱落対策の規制強化や「学校施設における天井等落下防災対策の一層の推進について」(平成25年8月7日付25文科施第201号)の通知を踏まえ、下記のとおり取り扱いますので、域内の市町村教育委員会に対しても周知していただくようお願いします。

記

- 1. 天井材脱落等にかかる経費の算定
 - ①天井撤去を実施するまでの、被害箇所の応急処置について算定を行う。
 - ②ただし、被害箇所を含めた天井の耐震点検を行った結果、脱落した箇所のみの復旧だけでは安全性の確保ができない場合等、相当の理由がある場合は、「公立学校災害復旧費調査要領第5の4(1)②」に基づき、①にはよらず全面撤去により算定を行う。
- 2. 対象
 - (1) 天井

特定天井(※)に加えて①、②のいずれかに該当する天井。

- ①6 m超の高さ
- ②水平投影面積が 200 ㎡超の吊り天井を有する施設 (屋内運動場、武道場、講堂、屋内プールの大規模空間)
- (2) 照明器具・バスケットゴール等

屋内運動場等の大規模な空間の照明器具、バスケットゴール等高所に設置されたもの。

※特定天井・・・建築基準法施行令第39条第3項に定める6m超の高さにある200㎡超の吊り天井

担当:大臣官房文教施設企画部施設企画課 防災推進室災害復旧係 小泉・林 電 話 03-6734-3036 FAX 03-6734-3689